

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 5 月 28 日現在

機関番号：15501

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2009～2011

課題番号：21530033

研究課題名（和文） 中国行政法(学)における日本法の受容に関する研究

研究課題名（英文） Chinese Administrative Law: the Reception of Japanese Administrative Law

研究代表者

石 龍潭 (SEKI RYUUTAN)

山口大学・経済学部・教授

研究者番号：40360888

研究成果の概要（和文）：

本研究を通して、日中両国の間で行政法の分野において2回程の大きな「移植」と「継受」の時期があったことが判明できた。すなわち、近代的意味での行政法（学）の草創期に当たる中国最後の封建王朝である清の時代と中華民国の時代である。

他方、研究の進捗に伴い、両国の間では「学問」の交流以上に、「人間」対「人間」の交流がより盛んに行われたことも判明した。このことは、当時において中国から日本への大量留学（公費留学生と私費留学生）と日本から中国への専門家派遣（政府又は民間による）という史実により裏付けられている。

研究成果の概要（英文）：

It is long time that the exchanges between Sino-Japanese administrative law. This study found there are two large "transplant" and "reception" periods in the field of Chinese law and Japanese law, which is equivalent the embryonic period of administrative law in the modern sense of China's last feudal dynasty Qing Dynasty and Republic of China times.

At the same time, this study also found the exchange among Chinese people and Japanese people is more important than the level of administrative law "knowledge", which can be proved by Chinese students to go to study in Japan(public and private fee) as well as Japanese expert to go to China (government and private) .

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,700,000	510,000	2,210,000
2010年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2011年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	3,300,000	990,000	4,290,000

研究分野： 行政法

科研費の分科・細目： 法学・公法学

キーワード： 中国行政法 日本法の受容

### 1. 研究開始当初の背景

(1) 中国において近代的意味での行政法(学)の歴史は最後の封建王朝である清の末にまで遡ることができるが、清が滅びるまで、日本法による影響は絶対的なものであった。

(2) 中華民国の時代、行政法は必修科目とされたが、日本法による影響は衰えを知るところか、ますます強くなっていった。「当時の行政法学は、日本行政法学の複製である」(何海波)といわれたほどである。

(3) 新中国に至って、イデオロギー等により旧ソ連行政法一辺倒の時代を一時的に経てから、中国行政法(学)は20世紀80年代より諸外国法を全面的に学習・受容する時代に突入している。この中で、アメリカは存在感が大きくなりつつあるが、日本法の影響は依然として強い。

しかし、残念ながら、中国では総論として日本法の存在と影響は大きいと認められているが、具体論となると、いまだにはっきりと解明されないままである。

他方、日本においては、日本法が近隣の中国行政法(学)に多大な影響を及ぼしている(た)るにもかかわらず、よく知られていないようである。近年出版された代表的な中国法専門書には、①木間正道・鈴木賢他『現代中国法入門〔第4版〕』(有斐閣、2006年)、②西村幸次郎編『現代中国法講義〔第2版〕』(法律文化社、2005年)、③小口彦太・田中信行『現代中国法』(成文堂、2004年)、④上拂耕生『中国行政訴訟の研究—行政に対する司法的統制の現況と問題』(明石書店、2003年)、⑤張勇『中国行政法の生成と展開』(信

山社、1996年)、⑥羅豪才『中国行政法概論』

(近代文芸社、1995年)などがあるが、①②③はすべて中国法の概観書であり、④⑤⑥は数少ない中国行政法に関するまとまった著作であるとはいえ、個別分野に関するものか、「中国の法治主義および行政救済のありかたを網羅的に検討したもの」(張勇)か、翻訳書かのいずれかである。また⑤と⑥はいずれも10年も前に出版されたものであることを併せて考えると、80年代から始まって、特にここ数年来目まぐるしい展開を見せる中国行政法(学)の現状をリアルに反映できるとは到底考えられないし、これらの研究により中国行政法(学)における日本法の受容の歴史は依然として解明されていない。前述のような日中両国の輝かしい学術交流史が闇に葬られ、空白のままに放置させてしまうというのは、誠に残念である。

### 2. 研究の目的

本研究の目的は、中国行政法(学)の生成と発展の過程における日本法の受容を解明しようとするものである。

具体的には、(1)清朝末期、(2)民国時代、(3)現代中国との三つの時代に分けて、日本法が一体いつ、どのように、どのような影響を、中国行政法(学)のどの部分に、与えていた(る)のかを明らかにしていくものである。

### 3. 研究の方法

本研究を、調査と資料収集、資料解読と理論分析、研究成果の公表という三つの段階に分けて、日本側と中国側の研究協力者から助

言や協力をしてもらいながら、進めていく。

上記の作業を踏まえつつ、①清朝末期の行政法（学）と日本法の受容、②民国時代の行政法（学）と日本法の受容、③現代中国の行政法（学）と日本法の受容、とに分けて、日本法が一体いつどのように如何なる影響を中国行政法（学）のどの部分に与えていた（る）のかという理論分析を行う。最後に、両国における行政法学の今後をも展望する。

調査と資料収集において、申請者自身が中国出身なので、これまでの人脈を最大限に活用したい。また、必要に応じて研究協力者に協力を求める。このように、既存のネットワークを駆使して調査と資料収集を円滑に実施する。

研究ノートや論文の作成段階において、本学部の研究会、母校である北海道大学法学研究科の「公法研究会」、中国人民大学における比較行政法研究所等の場を利用して、研究成果を発表するとともに、批判を仰ぐことを考えている。

必ずしも工夫とは言えないかもしれないが、本研究を申請者の責務と使命と考え、研究者の大成を目指して、全身全霊で取り組んでいきたい。

#### 4. 研究成果

中国行政法（学）の生成と発展の過程における日本法の役割につき、本研究はおそらく最初の試みである。前述したように日本においてこの分野に対する解明が待たされていることを考えると、本研究は、日中両国間の行政法学における学術交流史を解明しその空白を埋めようとするものであり、この点において著しい特色を有する。

上記のような研究活動を行った結果、次のような段階的な成果を得ることができた。

(1) 近代的意味での行政法（学）の草創期に当たる中国最後の封建王朝である清の時

代において、日本と中国との間で史上初の行政法（学）の「移植」と「継受」が行われたことが判明できた。

(2) 中華民国の時代に入り、日中両国の間で行政法の分野において第2回目の「移植」と「継受」があった。

(3) 予想外の発見（予想不足というべきかも知れない）として、当初この研究を主に両国における行政法学という「学問」対「学問」の交流に注目していたが、文献収集や解説を通して、両国の間では「学問」の交流は勿論積極的に行われていたが、同時に（あるいはそれ以上に）、「人間」対「人間」の交流がより盛んに行われたことが判明した。このことは、当時において中国から日本への大量留学（公費留学生と私費留学生）と日本から中国への専門家派遣（政府又は民間による）という史実によりはつきりと裏付けられている。

(4) そのため、今後の課題として、縦方向に研究の精度をさらにレベルアップさせるとともに、横方向に研究の領域をさらに「人間」対「人間」の交流に広げてみたいと思う。

#### 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕（計2件）

①石龍潭、日本における情報公開制度の歴史、現状そして展望（中国語名：日本の信息公开制度：回顧、現状与展望）、中国・人民大学研究紀要・憲政与行政法治評論第6巻、査読有、2012、45-72（予定）

②石龍潭、公文書非公開決定処分取消請求等事件一最高裁第1小法廷平成22年2月25日判決、季報情報公開・個人情報保護38巻、査読無、2010、46-50

〔学会発表〕（計1件）

①石龍潭、最判2010年2月25日について、第6回判例研究会、2010年11月6日、中国北京航空航天大学法学院

〔図書〕（計 1 件）

①石龍潭、文一総合出版、貴州省の持続的発展を目指して—環境・農村・文化と人材育成、2010、211—231

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

石 龍潭 (SEKI RYUUTAN)

山口大学・経済学部・教授

研究者番号：40360888